岐阜県立多治見病院

中央材料室等管理業務委託契約

公募型プロポーザル

# 実施要項

令和８年１０月１９日

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

1. 本要項の目的

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「当院」という。）における、中央材料室等管理業務（以下「本業務」という。）を委託する事業者の選定に当たっては、プロポーザル方式によって総合的に評価することとし、当該プロポーザルの手続き等は本要項によるものとする。

2. 業務内容

委託する業務は、院内の中央材料室、手術室及び内視鏡センター、中央放射線部における洗浄滅菌管理業務とする。

3. プロポーザルのスケジュール

| | |
|---|---|
| 令和８年１０月１９日（月） | 公告開始日 |
| 令和８年１０月２９日（木） | 説明会の開催日 |
| 令和８年１１月１０日（火） | 参加申込書の提出期限 |
| 令和８年１１月１３日（金） | プロポーザル参加資格審査結果の通知 |
| 令和８年１１月１０日（火） | 質問書提出期限 |
| 令和８年１１月１９日（木） | 質問書への回答期限 |
| 令和８年１１月２４日（火） | 企画提案書及び見積書提出期限 |
| 令和８年１１月３０日（月） | プレゼンテーション開催日（予定） |
| 令和８年１２月　１日（火） | 選定結果通知 |

4. 説明会

本業務の内容等についての説明会を実施する。説明会への参加希望者は、令和８年１０月２６日（月）正午までに下記 12 に記載の担当者まで連絡すること。

5. プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の参加申込書類を令和８年１１月１０日(火)１７：００までに当院事務局施設用度課施設管理担当（以下「当院担当」という。）へ、持参または郵送（書留又は簡易書留）にて提出すること。(持参の場合は平日の９：００から１７:００までの受付とし、郵送の場合は令和８年１１月６日(金)までの消印有効とする)。

なお、参加資格の確認結果は、参加申込書類を提出した者に、電子メールで通知する。

＊参加申込書類

① プロポーザル参加申込書（様式１－１）

② 会社概要書（様式１－２）

③ 実績証明書（様式１－３）

＊封筒で提出する場合、提出封筒の表に「中央材料室等管理業務委託契約プロポーザル参加申込書類在中」と朱書きすること。

6. 企画提案書の提出

前記５において、参加資格要件を満たす旨の通知を受けた者は、以下の企画提案書類を、令和８年１１月２４日（火）１７：００までに、当院担当へ持参又は郵送（書留又は簡易書留）にて提出すること。（持参の場合は平日の９：００から１７：００までの受付とし、郵送の場合は令和８年１１月２０日（金）までの消印を有効とする。）

＊企画提案書類（A４版）

企画提案書（様式２－１）及び付属資料　　１０部

税込３年分の見積書（任意様式）　　１部

＊封筒で提出する場合、提出封筒の表に「中央材料室等管理業務委託契約プロポーザル企画提案書類在中」と朱書きすること。

＊本プロポーザルに関する質問は質問書（様式２－２）により、令和８年１１月１０日（火）１７：００までに当院担当へ電子メールにて提出すること。また、提出した場合は必ず当院担当へ受信確認の電話をすること。なお、質問に対する回答は、令和８年１１月１９日（木）までに、質問者に対して電子メールで送信するとともに、参加資格要件を満たす旨の通知を受けたすべての者に対して電子メールで送信する。

7. プロポーザルへの参加辞退

プロポーザル参加申込書を提出した後に、プロポーザルへの参加を取りやめることとした場合は、速やかに別添「プロポーザル参加辞退届」（様式３）を、当院担当へ持参又は郵送により提出すること。

8. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

（１）地方独立行政法人岐阜県立多治見病院契約事務取扱規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 45 号。以下「規程」という。）第８条（※）の規定に該当しない者であること。

（２）役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。

①破産者で復権を得ない者

②禁固以上の刑に処され、その執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

（３）次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

①民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）。

②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなさ

れている者を除く)。

③破産法（平成 16 年法律第 76 号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む)。

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

（5）岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（6）令和 4 年 4 月 1 日以降に 500 床以上の病院で 2 年以上継続して中央材料室等管理業務受託実績があること。(令和 4 年 4 月 1 日以前からの継続契約を含む。)

（7）業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

（8）愛知県、三重県、岐阜県のいずれかにおいて本社、支店、営業所のいずれかがあること。

（9）国税及び地方税の滞納がないこと。

(10) 法人格を有し、業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

(11) 仕様書に定める業務について、確実に実施する体制を取ることができること。

(12) 岐阜県の入札参加資格者名簿に登載されていること。

(13) 委託業務開始時の看護部との打ち合わせにおいて、以下の条件を求めることとなっている。

①同規模の病院における契約履行実績を持つこと

②業務経験者の常駐が可能なこと

③スタッフの教育・指導を自前にて行うこと

④当院滅菌設備の故障発生等に際し、緊急対応が可能なこと

⑤滅菌業務について医療関連サービスマークの認証を取得していること

※規程第 8 条

① 契約責任者は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

② 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、３年以内の期間を定めて、一般競争入札に参加させないことができる。なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア)契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(ウ)落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ)第 40 条に定める監督又は第 41 条に定める検査の実施に当たり法人の職員（法人の委任を受けた者を含む。）の職務の執行を妨げた者

(オ)正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ)この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

9.　審査選定手続き

（１）　プレゼンテーションの実施

参加者は、企画提案書の内容について、令和８年１１月３０日（月）に当院においてプレゼンテーションを実施する（日にちは変更することがある)。プレゼンテーションにおいては、説明者は３名以内、説明時間は２０分以内とし、説明後質疑応答時間を設ける。プロジェクター等の使用も可能であるが、当日の急な機器の故障等に対応できるよう必ず紙面でも用意しておくこと。なお、プレゼンテーションを実施しない者は、この段階で選定の対象外とする。

（２）　選定委員会による審査選定

企画提案書の内容及びプレゼンテーションの結果を踏まえて、当院の中央材料室等管理業務委託契約候補者選定委員会（以下「委員会」という。）で審査し、契約候補者を選定する。

なお、審査項目は別表の各項目を基本とする。

（３）　選定結果の通知

プレゼンテーション参加者に対しては、選定結果を通知する。また、当院ホームページで参加事業者名、選定事業者名を掲載する。なお、選定経過、選定理由等の質問には応じないこととする。

10. 契約の締結

審査結果に基づき最優秀提案者と本業務について契約締結の交渉を行う。なお、最優秀提案者との契約の交渉が不調となったときは、次点者と契約の交渉を行うものとする。

11. その他

（１）　企画提案書等の作成、提出、その他プレゼンテーションにかかる費用等、本プロポーザルの参加に要する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。

（２）　提出された書類に虚偽があった場合、当該プロポーザル参加者を選定の対象外とする。

（３）　提出された書類は、当院の個人情報保護事務取扱要綱により取り扱う。なお、提出された書類は返却しない。

（４）　審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。

（５）　その他実績等参考データを添付するので、必要であれば参照すること。

（６）　当院の概要は、当院ホームページ（https://www.tajimi-hospital.jp/）を参照すること。

12. 本プロポーザルの担当者

〒５０７－８５２２　岐阜県多治見市前畑町５丁目１６１番地

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院　施設用度課施設管理担当　土屋

電　話：０５７２－２２－５３１１（代表）　ＦＡＸ：０５７２－２５－１２４６
担当者メール：tsuchiya-takashi@tajimi-hospital.jp

（別表）

審査項目及び配点

| 項　　目 | | 評　価　の　視　点 | 配点 |
|---|---|---|---|
| 1 | 受託実績 | ・５００床以上の病院における類似業務の実績は十分か。<br>・各病院の特色に沿って業務を行っているか。<br>・責任者は当該業務に関わる資格、知識、経験を十分に有しているか。 | 5 |
| 2 | 実施体制の責任者及び業務者の育成 | ・責任者・業務者の育成に対する考え方が確立されているか。<br>・教育・研修による習熟度の向上策は具体的に示されているか。<br>・想定要員数及び人員配置計画、責任者・業務者の継続配置、人員の確保及び定着策等について具体的に示されているか。<br>・欠員発生時の支援体制は迅速に対応できるか。<br>・当院からの要望に対し、迅速に協議を行い且つ柔軟に対応できるか。<br>・各種マニュアルが整備され、責任者・業務者が理解しているか。<br>・会社での責任者・業務者に対する定期的な院内巡視等の管理体制は整っているか。 | 15 |
| 3 | 管理及びバックアップ体制の整備 | ・事故防止対策・院内感染防止対策が具体的に示されているか。<br>・運営管理報告業務を遅延なく行えるか。<br>・洗浄・滅菌器械の保守点検を正確に行えるか。<br>・適切な個人情報保護の取組が提案されているか。 | 10 |
| 4 | 提案事項（見積額に含まないもの） | ・業務の効率化や経費削減を図る提案。<br>・患者サービスの向上や、職員（特に医師・看護師）への負担軽減につながる提案 | 10 |
| 5 | 見積費用 | ・予定価格の範囲内であること。より低額であること。 | 60 |
| 計 | | | 100 |

※提案事項は見積書に含める必要はありませんが、企画提案書に金額を提示してください。